

## 提案書作成要領

### 1 件名

平成30年度保土ヶ谷区寄り添い型生活支援事業委託

### 2 業務の内容

「保土ヶ谷区寄り添い型生活支援事業実施要綱」に基づき、生活・学習支援等を行う事業所を設置し、養育困難等の課題を抱えた世帯の小学生等及び保護者に対して必要な支援を行う。

### 3 受託事業者の特定にかかる手続

本事業は、公募型プロポーザル方式により、事業提案を受け、保土ヶ谷区入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）及び選定委員会が設置する評価委員会で受託候補者を特定します。

### 4 参加手続

「保土ヶ谷区寄り添い型生活支援事業委託受託候補者特定に係る実施要領」により手続を進めてください。

(1) 参加される方は、「参加意向申出書」（様式1）を提出してください。

ア 提出期限 平成30年11月30日（金） 17時まで（必着）

イ 提出先 横浜市保土ヶ谷区役所こども家庭支援課  
〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9  
電話 045-334-6297  
F A X 045-333-6309  
Eメール ho-kodomokatei@city.yokohama.jp

ウ 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール（ただし、持参以外は着信確認を行ってください。）

(2) 参加資格を審査のうえ、参加資格確認結果を通知します。また、同時に、参加資格が得られた方には、提案書（様式2～7）の提出を要請します。

○ 参加資格確認結果通知及び提案書の要請発送日 平成30年12月7日（金）

### 5 質問書（様式8）の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。

質問内容及び回答については、プロポーザル提出要請者全員に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限 平成30年11月30日（金）17時まで（必着）

- (2) 提出先 上記 4 (1)イと同じ
- (3) 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール（ただし、持参以外は着信確認を行ってください。）
- (4) 回答送付日 平成30年12月7日（金）

## 6 提案書の提出等

### (1) 提案書の提出

- ア 提出部数 8部（正1部、副7部）
- イ 提出先 上記 4 (1)イと同じ
- ウ 提出期限 平成30年12月21日（金） 17時まで（必着）
- エ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）

- (2) その他 所定の様式以外の書類については受理しません。

## 7 提案書の内容

- (1) 提案書は、別添の所定の書式（様式2～7）に基づき作成するものとします。
- (2) 用紙の大きさは原則A4版縦とします。
- (3) 提案については、別添委託仕様書を参考にして、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。

### ア 法人・団体等の概要及び事業実績について（様式3）

印刷物等の資料添付も可とします。また、団体の定款、直近3か年の財務諸表の提出をお願いします。なお、団体を設立して3年に満たない場合はこの限りではありません。

### イ 業務実施方針について（様式4）

本市の運営方針などを前提として本事業の実施提案をしてください。別添「保土ヶ谷区寄り添い型生活支援事業実施要綱」などを参考にしてください。

また、本事業の対象者である、養育困難などの困難を抱える子ども・青少年を取り巻く社会情勢などの現状や、彼らが抱える課題やニーズ、それらを踏まえた本事業の考え方について具体的に記載してください。

### ウ 業務実施内容と手法について（様式5）

別添委託仕様書等を参考に、実施内容の具体的な提案をしてください。

### エ 業務実施体制について（様式6）

別添委託仕様書を参考にし、人材確保の考え方（資格・経歴等）を提案してください。ボランティア等の活用の考え方と確保方法、個人情報、研修についての考え方と取組についても、記入してください。

### オ 事業予算書（様式7）を作成してください。

(4) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

- ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。
- イ 文書を補完するため最小限のイメージ図・イラスト等の使用は可能です。
- ウ 文字は注記等を除き原則として10.5ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。
- エ 提案書はモノクロとします。見やすさに配慮をお願いします。

## 8 提案書に基づくヒアリングの実施（評価委員会での審査）

実施日 平成30年12月25日（月） 14時から17時まで（指定時間等詳細については、別途通知します。出席者は、責任者を含み3名以下とします。）

## 9 審査委員会

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	保土ケ谷区寄り添い型生活支援事業評価委員会	保土ケ谷区第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会
所掌事務	プロポーザルの評価・特定に関すること	プロポーザルの実施、受託候補者の選定に関すること
委員	保土ケ谷区総務課長 保土ケ谷区子ども家庭支援課長 保土ケ谷区学校連携・子ども担当課長 保土ケ谷区生活支援課長 保土ケ谷区福祉保健課長	保土ケ谷区区長 保土ケ谷区副区長（総務部長） 保土ケ谷区福祉保健センター長 保土ケ谷区福祉保健センター担当部長 保土ケ谷区土木事務所長 保土ケ谷区総務課長 保土ケ谷区区政推進課長 保土ケ谷区地域振興課長 保土ケ谷区福祉保健課長 保土ケ谷区保険年金課長

※ 保土ケ谷区第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会は、提案事業者の出席を要しません。

## 10 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。
- (2) 無効となるプロポーザル
  - ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
  - イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
  - ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

- エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
  - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
  - カ 虚偽の内容が記載されているもの
  - キ 本プロポーザルの内容に関して委員会委員との接触があった者
- (3) 決定等に関する通知
- 提案書を提出した者のうち、受託候補者に決定された者及び決定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。
- (4) 手続において使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
  - イ 通貨 日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否
- 契約書作成は要する。
- (6) プロポーザルの取扱い
- ア 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しません。
  - イ 提出されたプロポーザルは、公正性、透明性を期すために、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
  - ウ 提出されたプロポーザルについては、受託者の決定後、今後の業務の参考に資するため、プロポーザル提出者のうち希望者に対し、所定の期間、提出された全プロポーザルについて閲覧に供します。
  - エ 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
  - オ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
  - カ プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において選定を見合わせる必要があります。
  - キ 提出された書類は、返却しません。
- (7) その他
- ア プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。
  - イ プロポーザルは、受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
  - ウ プロポーザルの提出は、1団体につき1案のみとします。
  - エ 特定された受託候補者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。  
なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
  - オ 参加意向申出書の提出期限以降、受託候補者の特定の日までの手続き期間中、指名停

止となった場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行います。

- 1 1 概算予定価額（上限） 4, 2 8 9 千円（税込）  
内訳）運営費用（履行期間：平成31年2月1日～3月31日） 約1,600千円  
※開所期間は平成31年3月11日～3月31日とする。  
初度調弁等費用 約2,689千円

1 2 評価基準は、次のとおりです。

- (1) 法人・団体等の事業実績
- (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
- (3) 業務実施内容の妥当性・実現性
- (4) 実施体制の妥当性・実現性等
- (5) 事業予算書の妥当性、実現性等
- (6) ワーク・ライフ・バランスに関する取組

1 3 評価結果通知（受託候補及び申請業者への結果通知） 平成31年1月下旬頃

1 4 受託候補団体との契約手続き 平成31年2月頃